

# 交付対象水田の見直しについて

- 水張りができない農地(畦畔や用水路がない農地等)は、H29年からの現行規定でも交付対象外。
- 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稲と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間(R4年~R8年)に一度も水張りが行われなない農地は交付対象水田としない方針。

## 見直し内容

- ① H29年からの現行ルール(右参照)に基づき、湛水設備や用水路等を有しない農地は交付金の対象外

※ 地域農業再生協議会において、毎年7月1日現在での交付対象水田を整理

- ② 現場の課題を検証しつつ、今後5年間(R4年~R8年)に一度も水張りが行われなない農地は、R9年度以降交付対象水田としない方針

※ 水張りとは水稲(主食用米、加工用米等)の作付けを指す

※ 営農計画書において水稲最終作付年を記入(新設)



- 各地域において、転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水田機能を有しつつ転換作物を生産する農地については、水稲と転換作物とのブロックローテーションの構築を検討

※ 現行ルールの再徹底と現場の課題の検証のために、毎年度の交付対象水田の除外状況と、水張りやブロックローテーションの構築に関する各地域固有の課題把握のための調査を発出予定

## 交付対象水田の現行ルール

【水田活用の直接支払交付金の交付対象農地(実施要綱別紙1)(抄)】

### 2 交付対象水田の範囲

(1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

① 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地

② 畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けを行うことが困難な農地として、次のいずれかに該当するもの

ア たん水設備(畦畔等)を有しない農地(本地に直ちに均平することが難しい傾斜がある場合を含み、作物の生産性の向上のため一時的に畦畔を撤去している場合を除きます。)

イ 所要の用水を供給しうる設備(用水源及び用水源から引水を行う用水路等の設備)を有しない農地(天水のみで水稲生産が行えることを近隣水田の生産実績等で示すことができる場合を除きます。 ) 又は土地改良区内にあっては水稲生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていない農地

③ 平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われなないことが確実な農地

(以下略)

## 畑地化支援

- ① 高収益作物による畑地化 (17.5万円/10a)
- ② その他作物による畑地化 (10.5万円/10a)

<畑地化支援の主な要件>

- ・ 前年度において、主食用米、戦略作物等が作付けられていること
- ・ おおむね団地化された畑地を形成すること
- ・ 支援後5年間は販売目的作物が作付けられること 等

※ 畑地化支援の申請農地については、交付対象水田の要件(湛水設備や用水路等を有する農地)の確認を徹底